

令和6年第1回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和6年3月11日

目 次

議第 4 7 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 4 8 号	工事委託協定の締結について（名鉄各務原線名電各務原 6 号踏切道拡幅工事）	3 頁
議第 4 9 号	財産の取得について（（仮称）かかみがはら支援学校スクールバス）	5 頁
議第 5 0 号	財産の取得について（小学校教師用教科書指導書）	7 頁



議第47号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月11日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第4条の6 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第48号

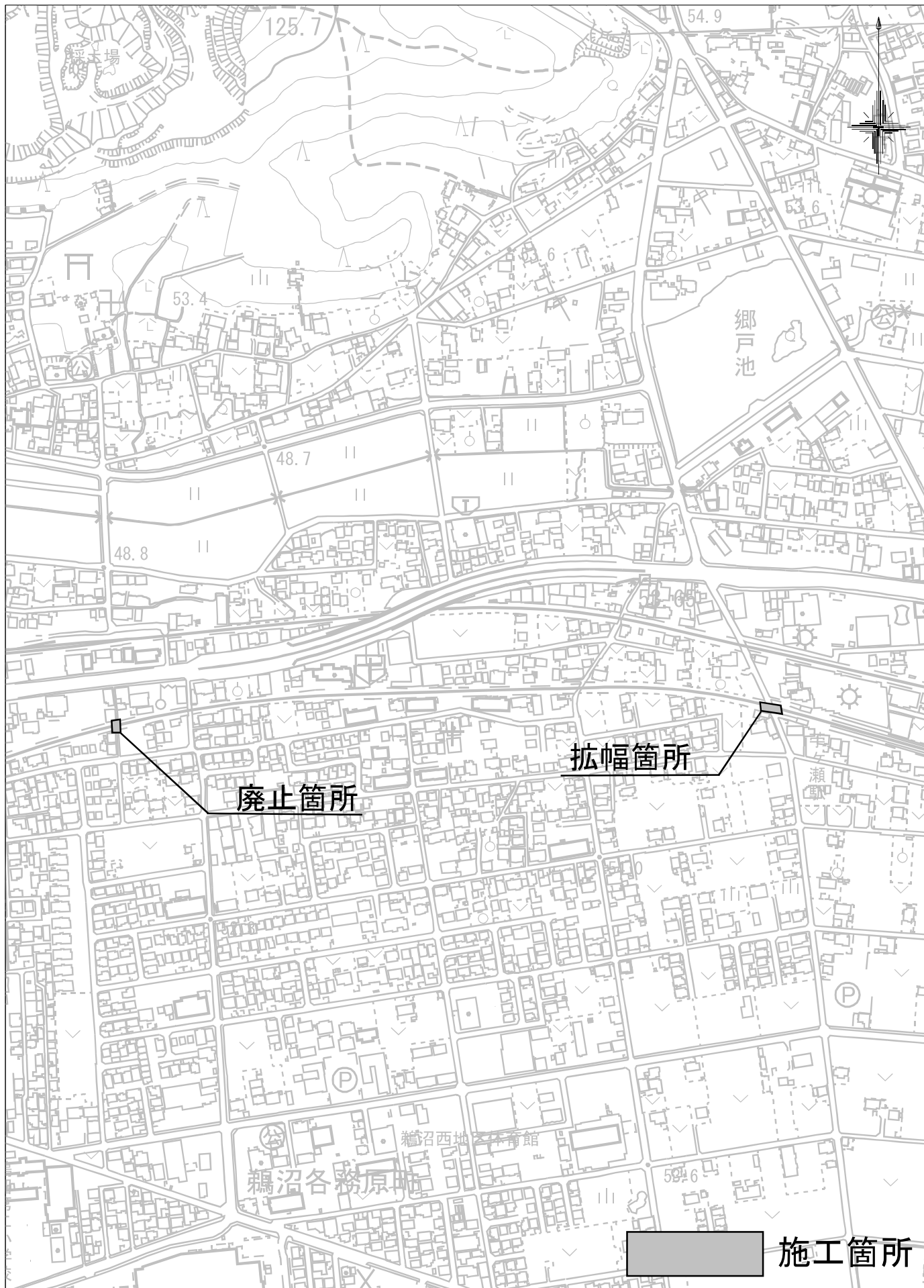
工事委託協定の締結について

次のとおり工事委託協定を締結するものとする。

令和6年3月11日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 協定の目的 名鉄各務原線名電各務原6号踏切道拡幅工事
- 2 協定の金額 227,800,000円
- 3 協定の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番4号  
名古屋鉄道株式会社  
取締役社長 高崎 裕 樹



議第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年3月11日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する物件

(仮称) かかみがはら支援学校スクールバス

(内訳)

品名	数量
大型バス(車椅子対応)	5台

2 取得の方法 一般競争入札

3 取得の価格 136,146,450円

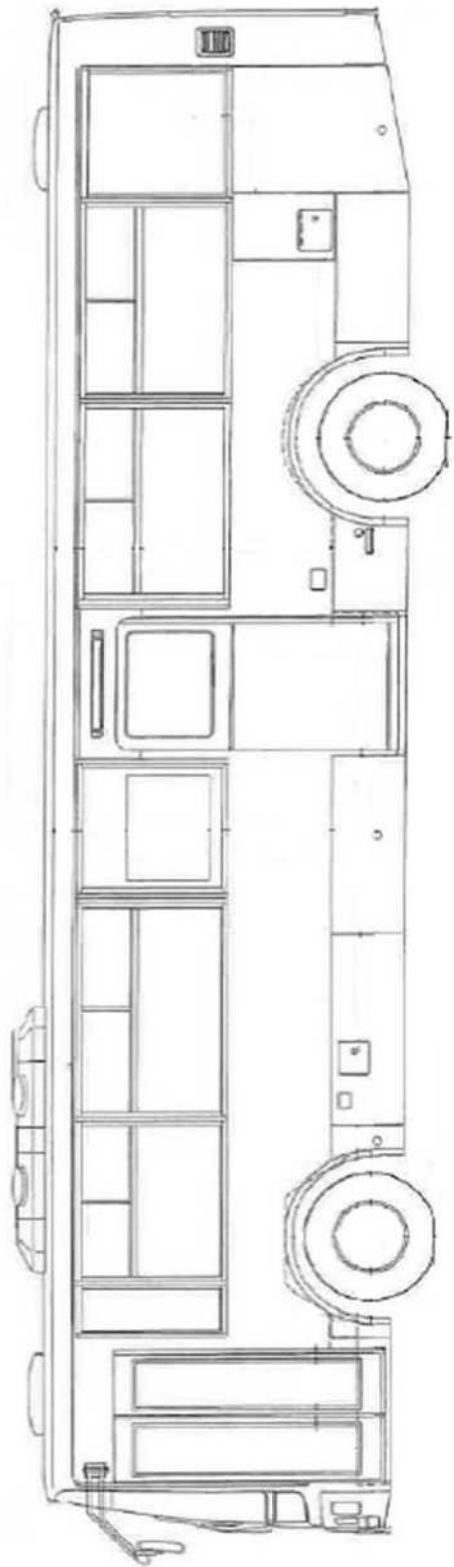
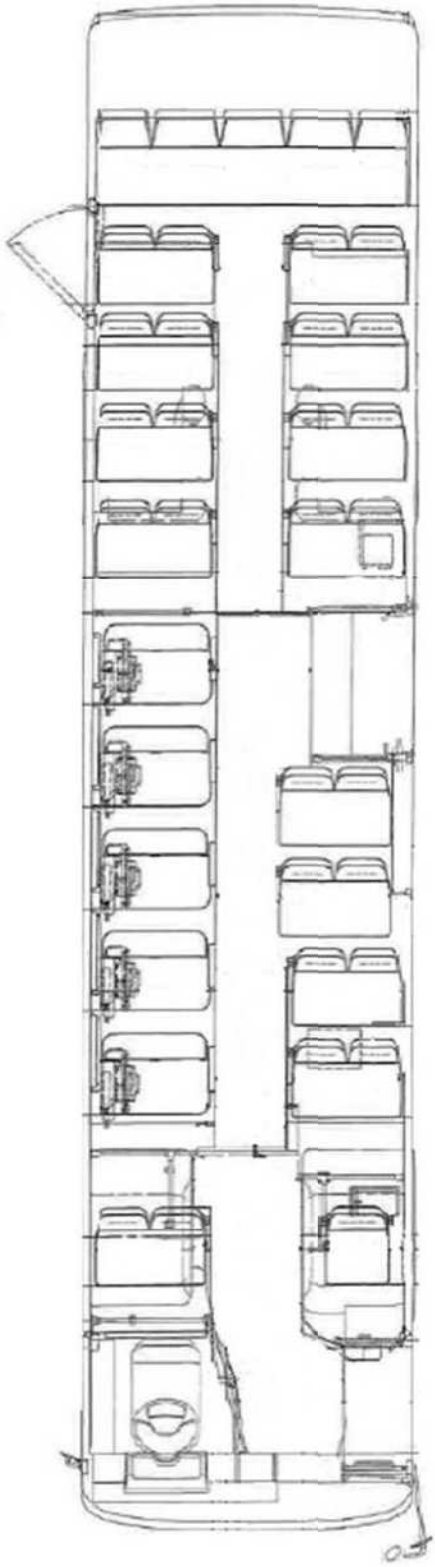
4 取得の相手方 羽島郡岐南町上印食7丁目89番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 東海ふそう岐阜支店

岐阜支店長 水鳥晃夫



資料



議第50号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年3月11日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 取得する物件 小学校教師用教科書指導書
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得の価格 51,554,681円
- 4 取得の相手方 各務原市那加石山町1丁目2番地  
野村書店  
店主 野村俊宗

